

有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅における特定施設 入居者生活介護等の法定代理受領サービスの利用等について

1. 法定代理受領サービスに係る同意書類の取扱い

事業者は、入所者の同意が適切に記録されるよう、入所者の同意を得た場合には、入所者ごとに同意書を作成するとともに、当該同意書を、指定特定施設入居者生活介護等の提供に関する諸記録として保存しなければならない。

2. 償還払いによる場合の取扱い

法定代理受領サービスの利用について、入居者の同意がない場合は、入居者が利用料の全額を事業者を支払ってから介護保険の給付を受ける「償還払い方式」によることとなり、この場合、事業者は、入居者に対し領収証(介護保険法第41条第8項(同法第42条の2第9項及び第53条第7項において準用する場合を含む。))及びサービス提供証明書(居宅サービス基準第192条及び第192条の12において準用する同令第21条、地域密着サービス基準第129条において準用する同令第22条並びに介護予防サービス基準第245条及び第262条において準用する同令第21条)を交付しなければならない。

特定施設入居者生活介護等を償還払い方式で利用する場合、利用料の全額を毎月支払うことが原則であるが、介護保険法施行前からの有料老人ホーム入居者で、既に介護費用を一時金等で支払っている場合に、施行後も原契約を変更せず介護サービス(特定施設入所者生活介護等)を利用する場合は、当該一時金等を順次特定施設入所者生活介護等の利用料に充当していくこととなる。

このため、事業者が交付すべき領収書については、一時金等の受領に係る領収書をもって代えることができるものであるが、サービス提供証明書については、一時金等から利用料への充当状況が入居者に対して明らかになるよう、その余白・裏面又は添付文書において、一時金等の額、一時金等のうち当該月において利用料に充当した額及び前月までに充当した総額を記載するものとする。

特定施設入居者生活介護等の法定代理受領に係る同意書類の提出について

特定施設入居者生活介護等の法定代理受領については、市町村(当該市町村が審査支払いを国民健康保険団体連合会に委託している場合には当該国民健康保険団体連合会)に対し、代理受領について被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類(同意書類)を提出する。

1. 提出時期

要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)を受けて指定特定施設入居者生活介護等の利用を開始した入居者のうち、法定代理受領に同意している者について、当該利用開始月の介護給付費請求書等の提出に併せて、翌月10日までに同意書類を国民健康保険団体連合会に提出する。

2. 提出回数

同意書類は、一度提出すれば、要介護認定が更新された場合であっても、その後の提出は不要です。(保険者(市町村)が変更となった場合は、その都度提出する。)

なお、入居者が他の有料老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)に異動した場合は、異動先の有料ホーム等で新たに提出する。

3. 記載事項及び添付書類

提出書類の記載事項及び添付書類は以下のとおりである。提出書類は別紙様式1によること。また、(同意書)は別紙様式2によることを基本とするが、記載事項を満たす限りにおいて、これによらないことも可能である。

事業者名、事業所名称、事業所番号、所在地及び連絡先電話番号

代理受領の同意を得た旨、同意を得た入居者の氏名、保険者番号及び被保険者番号

個々の入居者の同意書の写し(別添としての添付。原本は事業者が保存。)

同意書の記載事項は以下のとおり。

ア 同意年月日

イ 入居者の記名押印又は署名

ウ 事業者による代理受領に入所者が同意する旨

エ 同意の日が特定施設入所者生活介護等の利用開始後である場合には、いずれの日以降分の保険給付の法定代理受領に同意するかを明示すること。

4. 同意が撤回された場合の取扱い

同意が撤回された場合には、その旨の書類の提出が必要である。

当該書類を提出していない場合、入居者が償還払い方式により直接市町村に介護給付費を請求しても、支払いは行われぬ。

当該書類の記載事項は、上記3の例による。